

工事請負業者の方へ

## 公共工事の品質確保について

公共工事の品質確保について、発注者は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、責務として発注関係事務（入札方法の選択、工事の監督、工事中・完成後の確認・評価等）を適切に実施しなければなりません。

このため、市が発注する工事については、工事成績評定結果により下記内容の措置を実施する場合がありますのでご承知おきいただくとともに、公共工事の品質確保について、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- ・工事成績評定結果の評定点が65点未満のときに、文書により警告の措置を行う場合があります。
- ・上記による文書警告を3年間に2回以上受け、契約の相手方として不相当であると認められるときは、1か月以上3か月以内の範囲で入札参加停止の措置を行います。

※狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定による。

問い合わせ先 狭山市役所契約検査課  
04-2953-1111（内線3551）